

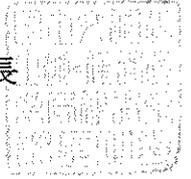


国土建第435号

平成29年3月2日

日本建設組合連合会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る
経営事項審査の事務取扱いについて

平成28年度補正予算におけるいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについては、下記のとおりとしましたので、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

記

1. 平成20年国土交通省告示第85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の二2における「基準決算における流動負債と固定負債の合計の額」（以下「負債合計額」という。）に含まれる、経営状況分析の申請者がいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証により金融機関から受けた借入金の額（以下「ゼロ債金融保証による借入金」という。）は、負債合計額から控除することができることとする。
2. 経営状況分析の申請者がゼロ債金融保証による借入金の負債合計額からの控除を求める場合においては、経営状況分析申請書（建設業法施行規則別記様式第25号の8）の余白に「ゼロ債金融保証による借入金 ○○○円」と記載して申請を行うこととする。
3. 1. により控除することができる金額は、いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資を実行した金融機関が別添様式又は金融機関所定の様式により残高証明したものに限ることとする。